誓約書兼同意書

私は、個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約及び同意します。

なお、下記内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

１　白浜町暴力団排除条例（平成２３年白浜町条例第１５号）第２条第３号の暴力団員等若しくは同条第１号の暴力団若しくは同条第２号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。また、白浜町が必要に応じて和歌山県警察本部に照会することに同意します。

２　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しません。

３　同種の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は、個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金の交付を受けたことがありません。

４　法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ―クレジット制度への登録を行いません。

５　法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、町長から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（別記第６号様式）により報告します。

６　補助対象設備の使用状況等に関する調査その他町長が必要と認める事項に協力します。

７　補助対象設備について、複数事業者から見積書を徴し、最も安価な製品を購入するよう努めました。

８　補助対象設備について、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものではありません。

９　太陽光発電設備（自家消費型）について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しません。

10　太陽光発電設備（自家消費型）について、電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。

11　太陽光発電設備（自家消費型）について、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施します。

12　太陽光発電設備（自家消費型）について、発電した電力量の30%以上を自ら消費します。

13　蓄電池について、12.5万円/kWh以下の蓄電システムとなるよう努めました。

14　上記のほか、個人向け太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金交付要綱の規定を遵守します。

令和　　年　　月　　日

白浜町長　　様

申請者住所

氏名又は名称　　㊞

（申請者本人が自署又は記名押印してください。）